一般社団法人　一宮青年会議所理事会議事運用規程

第 1 章　　総則

第 1 条（運用）本理事会議事運用規程は、本法人の定款の定めるところに基づき理事会議事運用に必要な規定を定めたものである。
第 2 条（原則）本規程は国際青年会議所が採用するロバート・ルール・オブ・オーダーに原則としてもとづく。
第 3 条（参集）理事は招集の当日、開会定刻前に会議場に参集し所定の出席者名簿に署名しなければならない。
第 4 条（欠席の届出）理事は事故のため出席できないときは、その理由をつけ当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。
第 5 条（議長）議長に事故ある時は、理事長があらかじめ定めた順位に従い副理事長が代行する。
第 6 条（会議の成立）定刻より相当の時間を経てもなお定数に達しないとき、議長は会議の開始時間の遅延または流会を宣告することができる。

第 2 章　　議題及び動議

第 7 条（議題の提出）理事が議題を提出するときは、開催日 1 週間前までに議長に文書をもって提案理由をつけて提出しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。
第 8 条（既決議題の再提出）理事会で議決された事項を再度議題として取り上げるときは出席理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
第 9 条（動議成立に必要な賛成者の数）動議は他に 1 人以上の賛成者がなければ議題することができない。
第 10 条（動議の取り下げ）動議は賛成支持されるまでの間は、自由に取り下げることができる。

第 3 章　　議事日程

第 11 条（議事日程の作成及び配布）議長は会議の日時、場所、議題等必要な事項及びその順序を記載した議事日程を定め会議開催の 1 週間前までに文書または電磁的方法により理事及び監事に発送しなければならない。
第 12 条（日程の順序変更及び追加）議長が必要あると認めるときまたは理事から動議が提出されたときは会議に諮って議事日程の順序を変更しまたは他の議題を追加することができる。
第 13 条（議事日程の未審議）予定時間内に議事日程に記載した議題の審議が終了しなかったとき、または審議に至らなかったときは、議長はその議題を最優先して、あらたに議事日程を定めなければならない。
第 14 条（議事日程の延長）議事日程に記載した議題の審議が終了しない場合でも議長が必要あると認めるとき、または理事から動議が提出されたときは、会議時間を延長することができる。

第 4 章　　議事

第 15 条（議題の宣告）議題を会議に付するときは、議長はその旨を宣告する。
第 16 条（一括議題）議長は必要があると認めるときは 2 つ以上の議題を一括して議題とすることができる。但し、２人以上の理事から異議があるときは会議に諮ってきめる。
第 17 条（議題の説明）会議において議題提出者は原則として提案趣旨を記載した文書を配付し説明しなければならない。
第 18 条（議題の質疑及び委員会附託）議題についての質疑の後議長は会議に諮ってその議題を当該委員会に附託することができる。
第 19 条（議事の継続）延長または休憩のため議事が中断された場合において、再びその議題となったときは前の議事を継続する。

第 5 章　　発言

第 20 条（発言の許可）発言はすべて議長の許可を得なければならない。議長の許可のない発言は討論の対象にはならない。
第 21 条（発言の通告）会議において発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び自己の氏名を告げ議長の許可を得なければならない。
第 22 条（発言の順序）２人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は先挙手者と認めた者を指名する。
第 23 条（発言内容の制限）発言はすべて簡明を旨とし、議題外にわたりまたはその範囲を越えてはならない。
第 24 条（発言の禁止）議長は発言が理事会の品位を傷つけ、または議事妨害であると認めるときは注意勧告し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
第 25 条（討論の方法）討論については、議長は最初に反対者を発言させ次に賛成者及び反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
第 26 条（発言時間の制限）発言は、原則として 1 議題につき 1 人 2 回各 5 分以内の範囲で行う。但し、議事進行上その適用は議長の判断とし、回数、時間等を議長により制限されることがある。

第 6 章　　表決

第 27 条（表決問題の宣告）議長は表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
第 28 条（表決の方法）表決は次の方法による。
(1)　口頭
(2)　拍手
(3)　挙手
(4)　起立
(5)　記名投票
(6)　無記名投票
第 29 条（表決の順序）同一の議題について理事から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。修正案がすべて否決されたときは原案について表決をとる。

第 30 条（表決の可否の順序）表決は、議長は原則としてまず賛成を確認し、次に反対を確認する。白票（棄権票）のものには、白票理由を述べさせる。
第 31 条（委員会提出議題の表決）委員会提案の議題を否決するときは理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第７章　　書記及び議事録

第 32 条（書記の職務）議長の指名により選出された書記は次の事項を行う。
(1)　議事録の作成
(2)　議長より命ぜられた事項の処理
(3)　必要に応じ出席の確認、定足数の移動の確認および表決の賛否の確認
第 33 条（議事録の記載事項）議事録に記載する事項は次のとおりとする。
(1)　理事会の種類と名称
(2)　日時と場所
(3)　議長、書記、署名人、出欠席者
(4)　定足数、出席人数
(5)　議事日程
(6)　前回議事録の承認
(7)　報告事項の要点
(8)　質疑応答の内容の要点
(9)　すべての議題と動議その決定及び提出者の氏名並びに議事経過
(10)　表決の方法と結果（投票については票数）
(11)　閉会の時間
(12)　その他議長が会議において必要と認めた事項
第 34 条（議事録の作成）書記は議事録を会議開催後 1 週間以内に作成し議長及び署名人に送付しなければならない。
第 35 条（議事録の確認）議長及び署名人は書記より送付された議事録が議事に関し忠実に記載されているかを確認し、もし訂正または修正個所があればすみやかに指摘し承認の証として署名捺印の上 1 週間以内に返却しなければならない。
第 36 条（議事録の発送）前条にて確認された議事録は 1 週間以内に理事会出席義務者全員に発送しなければならない。

第８章　　傍聴

第 37 条（傍聴の許可）一般社団法人一宮青年会議所正会員、正会員予定者が理事会を傍聴しようとするときは議長の許可を得なければならない。但し、前年度理事長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
第 38 条（傍聴者の順守事項）傍聴者は会議における討論に対して可否を表明し、または議事の妨害となるような言動をしてはならない。傍聴者が議事の妨害をした場合は、議長は対象者を退場させることができる。

第９章　　雑則

第 39 条　　本規程の施行に関する細則は理事会の議決を以って定める。
第 40 条　　本規程の制定改廃は理事会において出席理事の３分の２以上の賛成をもっ

て行う。

附則

1. 本規程は昭和 48 年 12 月 10 日より施行する。
2. 本規程は昭和 49 年 2 月 1 4 日改正。
3. 本規程は平成 25 年 1 月 16 日改正。